

パブリックコメントにおける意見 及びそれに対する見解

パブリックコメントの概要

1. 募集期間：平成22年1月25日～平成22年2月10日

2. 寄せられた意見：19件

【提出者別】

個人	14件
地方公共団体	1件
団体等	4件

合 計 19件

【意見項目別】

1 林業における経営及び雇用の動向に関する事項	4項目
2 林業労働力の確保の促進に関する基本的な方向	4項目
3 事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び 事業の合理化を促進するための措置	15項目
4 新たに林業に就業しようとする者の 就業の円滑化のための措置	1項目
5 その他林業労働力の確保の促進に関する重要事項	2項目
6 その他全体に係るもの等	10項目

合 計 36項目

3. 意見の処理結果の概要

①修文するもの 1項目

[意見を踏まえて本基本方針を修文するもの。]

②趣旨を取り入れているもの 17項目

[既に基本方針（案）に意見の趣旨を記述しているもの。
または、意見の趣旨に沿った施策を推進しているもの。]

③趣旨の一部を取り入れているもの 8項目

[意見をそのまま記述することは困難であるが、一部意見
の趣旨を基本方針（案）に記述しているもの。または、
意見の趣旨と施策の推進方向との矛盾がないもの。]

④趣旨を反映することが困難なもの 10項目

[意見の趣旨をそのまま記述すること、または、推進する
ことは困難であるもの。]

合 計 36項目

4. 意見及び質問に対する見解

整理番号	項目	意見及び質問の概要	処理の結果	意見及び質問に対する見解
1	林業における経営及び雇用の動向に関する事項 (4項目)	最近、森林資源が充実してきたとの表現が目立つが、放し飼いの資源は、人工林の保育を否定することにはつながりがない。また、50年生を高齢級と表現することには違和感がある。 (個人)	④	我が国の人工林資源については、ha当たりの平均蓄積が昭和41年の70m3から平成19年には256m3にまで増加しており、量的には充実してきたといえるものと考えています。一方、これら人工林を質的に健全な状態で維持していくためには、それぞれの生育段階に応じて適切な保育・施業が必要であることは、ご指摘のとおりであり、「1(1)森林・林業を取り巻く情勢」において、間伐等の森林整備・保全の着実な実施が必要であることを記載しているところでもあります。 また、概ね50年生以上を高齢級と表現することについては、樹木が枯死するまでの生命サイクルを想定したものでなく、一般に50年生程度に生育すれば連年成長が鈍化することを踏まえたものであり、現行の森林・林業基本計画においても同様の記載をされていることから、原案のとおりとさせていただきます。
2		1 (2)において「高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの導入による表現があれば自動的に作業システムのコストが下がると誤解される可能性がある。」 (個人)	③	ご指摘のとおり高性能林業機械を導入すれば、自動的に低コストになるわけではなく、ある程度作業システムや路網の設計、生産管理等ができることが必要であることから、こうしていただければ、技術・技能を習得するための研修を促進することとさせていただきます。なお、ここでの記載は、取組事例の一つとして紹介しているものです。
3		不明確な雇用関係の原因を「林業の作業の季節性」及び「事業主の経営基盤の脆弱性」の二点に限定することには違和感がある。 (個人)	②	「林業の作業の季節性」及び「事業主の経営基盤の脆弱性」については、「雇用関係の不明確さ」及び「雇用の不安定さ」に共通する背景として記入したものです。雇用関係の不明確さについては、この2点を背景にした事業主の雇用契約に対する意識の低さの表れであることから、「3(1)ア雇用管理の改善を促進するための措置」において、雇用関係の明確化を促進することとしていただいております。

整理番号	項目	意見及び質問の概要	処理の結果	意見及び質問に対する見解
4		「路網の整備による作業現場へのアクセス改善」、「高性能林業機械の導入促進」は、災害の減少とは直接関係が無く、林業機械の導入を、路網整備と高性能利用しているように感じられる。	③	「1 (3) 林業労働者の雇用管理の現状と課題」において、労働災害の減少に向けた取組として、「指摘の二点に加えて、「リスクアセスメント」を通じた作業方法等の改善」や「安全作業機械及び器具の開発・改良」等を記載しているところ です。性能林業機械の導入は、作業現場へのアクセス改善や労働負荷を軽減するものではないと考えられます。
5	林業労働力の確保の促進に関する基本的な方向 (4 項目)	林業の現場で働いている方々の多くは、高い技術を持った技能者で改めると、「労働力」という表現は改めたい。また、基盤を持つ担い手という理念に改めていくべきである。	②	森林施業の現場における担い手については、林業労働者の単なる人数の確保だけでなく、これら向上等を担うことにより、質及び量の両面において、森林を適正に管理していくための担い手の確保が重要である。また、技術を持った担い手を確保するため、林業労働者の養成など、国勢調査（総務省）においても「労働力人口」が定義され、また、職種・能力等で区分したものであるものではないと考えます。
6		（個人、地方公共団体） 「森林資源の成熟化や国民の求める多様な森づくりを背景に、」風潮で林業従事者の在り方が左右されることは望ましいことではない。	②	指摘のとおり、その時々々の風潮で林業労働者のあり方が左右されることは望ましいことではありませんが、一般的に生産性の向上や安定供給が図られなければ労働者の通年雇用や所得の向上は望まれません、森林経営に関する知識等は必要であると考えます。

（個人）

整理番号	項目	意見及び質問の概要	処理の結果	意見及び質問に対する見解
7		平成8年の法制定时から、林業労働者の労働条件や不安定な雇用が改善されていない状況である。これらを踏まえ、具体的政策にすぐ反映できる基本方針とすること。	②	社会保険への加入や労働災害発生率など他産業に比べると雇用管理の面で立ち遅れているところもありますが、平成8年に林業労働力の確保の促進に関する法律を制定して以降、社会保険への加入促進や年間就労日数の増加による雇用の安定化など雇用管理の改善が着実に図られているところです。 こうした状況も踏まえ、今後、林業労働者のキャリア形成をはじめとした労働力育成方を基本方針に反映することとしましたところであります。
8	(個人、団体等)	異業者からの林業への参入は必ずしも必要でないという観点から、大規模な林業労働者の育成・確保等のための支援が必要となることと認め、認定資格強化、罰則厳格化などの措置を実施する計画を立てており、関係機関との連携を図る必要があるものと考えています。	③	事業主が立てている改善計画の認定に当たっては、林業労働力の確保の促進に関する法律(以下「法」という。)第5条第3項各号に掲げる事項のいずれにも適合するものであるかとされるところです。 このため、個々の事業主の現状に改善すべき点が多くても、これらのみを認めることは適切でないと考えます。 また、事業者が立てている改善計画の実現可能性を重点的に審査し、認定の可否を判断するとともに、必要に応じて指導を行うことも考えています。 なお、事業主が立っている改善計画の実施状況については、毎事業年度の終了後、計画終了年度の検証体制はすでに確立しているところとされています。

整理番号	項目	意見及び質問の概要	処理の結果	意見及び質問に対する見解
9	事業主が一体用管理的に雇用及び管理の改善を図るための措置 (15項目)	「都道府県知事の認定を受けた活動事業主を通じて、」との表現は、支援センターと生じ、業界として偏りが感や力を含むい弊害が考えられる。 (個人)	④	林業労働力確保支援センターは、事業主が一体的に行う雇用の改善力及び事業の合理化並びに林業への就業を支援することにより、林業労働力の確保し、就業後から、林業労働者の募集の段階から、通じた一連の支援を行うこと、業界全体の底上げを図ろうとするものです。
10		森林・林業再生プランを確実に実現するためにも、育成」をはつき「林業事業体の、総合的な育成策を示すべきである。 (地方公共団体)	②	「3(1) 事業主が一体的に行う雇用の改善及び事業の合理化を促進するための措置」において、事業量の安定的確保や生産性の向上など事業の合理化に関する事項のほか、雇用管理体制の充実、雇用関係の明確化、雇用の安定化、労働条件の改善等についての取組を促進する旨を記載しております。
11		雇入れ通知書については、労働契約法の制定経過も含め、もうある。「雇入れ通知書」の交付については、関係する法律で義務化となっており、「交付に努める」という表現はおかしいか。 (団体等)	③	労働者及び使用者の間で締結される労働契約について、労働基準法第15条において、「使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して...労働条件を明示しなければならない」と定めています。また、労働契約法第4条において、「使用者は、労働契約の内容について、労働者の理解を深めるようにする」とし、「労働者及び使用者は、労働契約の内容...について、できる限り書面により確認すること」と定めています。林業労働分野において、これらの法律の趣旨を具体化するため、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第31条において、「事業主は、林業労働者を雇い入れたときは、...文書を交付するよう努めなければならない」と定めており、このために国として行う政策の基本方向として、進本する」と記載したものです。

整理番号	項目	意見及び質問の概要	処理の結果	意見及び質問に対する見解
12		「形式上は請負のような形をとっていても、・・・普及啓発を促進する」と記述されているが、このことと関係法令違反であり、「普及啓発を促進」という表現はおかしい。 また、「社会・労働保険」への加入については、関係する法律で強制適用となっており、「加入促進を図る」という表現はおかしいのか。 そもそも、そうした事業主が認定されることと、自らが「労働法」の趣旨に反しておお、雇用に関する関係法律を満たしていない等の基準が必要ではないか。 (団体等)	①	「形式上請負のような形をとっていても、・・・普及啓発を促進する」との記述につきましても、事業主全体に対し、関係法令違反となる場合について、普及啓発すること、事業主としての目的としているため、表現は適切と考えます。 また、林業に係る労働保険と社会保険の適用の扱いについては、事業形態等により異なることから、事業所の実態に適した加入促進を図るため、基本方針案のより組み組むことと重要であることから、1(3)における「社会保険への加入促進に組み組むことが重要」との表現を「社会・労働保険への加入促進に組み組むことが重要」に修正します。 なお、林業の場合は、法人事業所であれば、労働保険（労災保険、雇用保険）、社会保険（健康保険、厚生年金保険）が強制適用となります。個人経営の事業所については、a 労災保険の場合は、労働者を常時使用せず、かつ1年以内の期間において使用延べ人員が300人未満のもの、b 雇用保険については従業員が5人未満のもの、については任意加入となり、c 社会保険については任意加入となります。 更に、法では、雇用管理の改善及び事業の合理化に一体的に取り組もうとす、事業主により作成された改善計画を、都道府県知事が審査の上、認定する仕組みとして行っていることと、この審査は、事業主の雇用管理改善等の意欲だけではなく、実効ある計画の履行を求めるものであり、改善計画における法令等に定められた基準への適合性の有無も対象となっていることから、現行の取扱いで適切と考えます。
13		「雇用の安定化を図るためには、林業労働者の常用化・月給化を進める事が基本」等の表現があるが、必ずしもそうとは言えない。山間地の生活形態や業務の性格上、月給化による声もある。指摘する声もある。 (個人)	④	林業労働者にアンケート調査を実施した結果によると、継続雇用の条件として就労条件の改善（労働時間の短縮を含む）をあげる割合が最も高く、希望する給与形態も「定額月給制」が最も高い割合となっているところから、月給化によるデメリットを指摘する声もあるとの情報については、今後の検討の参考にさせていただきます。

整理番号	項目	意見及び質問の概要	処理の結果	意見及び質問に対する見解
14		「伐木作業等における安全な作業方法の定着等による労働災害の防止」との表現があるが、技術指導のバラツキや不備が極めて深刻な状況であり、林内作業の指導技術の向上が早急に望まれる。	②	ご指摘のとおり技術指導にバラツキがある点については認識しているところであり、現場管理責任者に対する「新規就業者への指導能力の向上」を図る研修を促進することとしているところです。
15		不在村地主の増加等により森林施業も同意を得ることができない場合もあり、境界の明確化や施業の集約化・団地化を図るたためにも、人材の育成が必要である。(個人)	②	施業の集約化・団地化は、事業主が事業量の安定的確保を図るためにも必要であることから、作業の具体的な効率化を進めたい。作業方法、収支見込等における人材の育成を促進することとしています。
16		発注事業量の多い国有林は、地域振興や林業事業体の育成整備に責任があることを明記すべき。	③	「3(1)イ(7)事業量の安定的確保」において、「国有林野事業は、事業主の経営の安定化及び林業労働者の雇用の安定化に資する観点から、計画的、安定的な事業の発注に努める」と記載しているところ。民間事業体等に全面的に、計画的、安定的な事業発注に、注に今後とも努めて参ります。
17		機械化がイメージアップにつながることは、少々短絡的すぎるように感じる。また、そのことで女性の参画に資する。引な気がする。(個人)	④	今回いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。

整理 番号	項 目	意見及び質問の概要	処理の 結 果	意見及び質問に対する見解
18		「経営及び雇用の動向に関する事項」の中に、政府が策定した「森林・林業再生プラン」に基づく林業労働者の育成・確保が必要であることを明記すべき。	②	「森林・林業再生プラン」においては、森林の有する多面的機能の持続的発揮を理念として、森林・林業に係わる人材育成を強化する旨が記載されており、「路網作設オペレータなど現場技能者の育成及び活用」が検討事項として記載されているところですが、本基本方針の「3(1)イ(i)生産性の向上」において、特に、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムに必要となる人材の育成に向けた取組を推進する旨が記載されているところではあります。
19		林業労働者を多能工的林業技術労働者として、知識と技能を備え持つ社会的評価の高い労働者として確立でき、苗木の生産技術や供給体制が確立できる方向とすること。	②	今般、変更することとしている基本方針の中で、林業労働者のキャリアアップ支援について記録制度の運用により、知識と技能を備え持つ林業労働者として育成していく考えです。また、「森林施業」の概念には「種苗の生産」も含まれており、苗木の生産技術の向上等の生産対策及び流通対策にも取り組んでいるところでもあります。
20		まず経営者の意識改革を促し、現場の従業員がさまざまな学習機会に触れられ、ベテラン作業員の技術指導方法の開発も必要。	②	林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき事業者主がたてたる改善計画に従って円滑な実施が図られるよう都道府県知事による指導等により、事業主の改善意識の維持・向上を促進することとし、林業労働者の研修への参加を促進することと、様々な知識や技術の習得機会を確保しているところからあり、今般の基本方針の変更により、一定程度の経歴を有する現場管理責任者に対しては、新規就業への指導能力の向上を図る研修を促進することとしています。

整理 番号	項 目	意見及び質問の概要	処理の 結果	意見及び質問に対する見解
2 1		期待される林業従事者像には、50年100年という森の時間軸をうき受ける長期的視野の求められ、地域林を捉えたいという視点が、修繕プログラムの見方でも育成することの重口要。本気で学ばなければ取得できない制度と、べき。 (個人)	②	森林に対する国民のニーズ、立地条件及び社会的条件等を踏まえ、長期的に「100年、先を見通した森林づくり」を進め、必要に応じて、複数の現場責任者を統括する習得に関する研修を促進することとしています。
2 2		労働力を持続可能にするには、労働力ジョブを明確にする3K以上の離職率。離職率、勤続3年以上の確立職率、特に現状の賃金では将来生き、何らかの対策が必要。 (個人)	②	ご指摘いただきましたとおり、林業労働力の確保には、林業労働者の所得の向上も課題であることから、生産性の向上など事業生活に対する不安を除いていくような施策を進めていく考えです。
2 3		森林管理への門戸は、広くあるべきで、現場従事者が前向きに取り組むことができれば制度、政策、施策の充実化を求めたい。 (個人)	②	事業主がたてる改善計画の認定に当たっては、事業主の意欲と能力を最大限に引き出せるよう配慮するものとされています。また、林業労働者が前向きに取り組むことができるような制度として、登録制度について記載しているところ、今後とも取組の充実について検討を進めていく考えです。

整理番号	項目	意見及び質問の概要	処理の結果	意見及び質問に対する見解
24	新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置 (1項目)	国の規程どおりに林業就業促進資金を借り受け、利用しにくい現状も確認されているので改善が望まれる。 (個人)	③	林業就業促進資金の貸付を実施していない都道府県につきましては、当該都道府県において林業就業等による林業就業促進資金への需要がなかったり、都道府県の単独事業として同様の事業を実施していること等が理由であり、都道府県と聞いています。
25	その他林業労働力の確保の促進に関する重要事項 (2項目)	未利用資源の中に間伐等による林地残材が含まれており、抑止、表土の流亡抑止、落石の抑止、獣害の軽減、資金と労働の効率的利用などの点から、残材の林内放置のメリットにも考慮する必要がある。 (個人)	③	「未利用資源の活用」は基本的に経済行為として成立する範囲内において行われるものと考えます。 なお、作業現場によっては、ご指摘のようなメリットを考慮する場合もあるものと考えます。
26		「社会的評価の向上」は削除すべきではなく、むしろより評価の向上を図るための対策を講じるべきである。 (個人、団体等)	②	新規就業者の就業動機を見ると「自然に囲まれて働きたい」、「自然相手の仕事で自分で創意工夫ができる林業に魅力を感じた」など林業労働に對して肯定的な評価が上位にあげられています。また、路網の開設や高性能林業機械の導入が進んだ素材生産の現場では、従来に比べ、いわゆる3K(きつい、危険、汚い)が徐々に改善されつつあり、能力に応じた段階的な登録制度の運用に努めるとしたところと一致しています。
27	その他全体に係るもの等 (10項目)	地域や組織の特色によって、様々な先進的な取組があるため、そういくつた多様性を一元化するのではなく、ボトムからの活気を生かす政策としての誘導が大切である。 (個人)	②	林業労働力の確保に関しては、国としても基本方針を策定することとし、格差があること等から、地域の独自性を踏まえ、都道府県知事等の地域におおける基本計画を策定することとさせていただきます。 また、都道府県知事は、事業主が立てて改善計画が基本計画に照らして適切なることとあり、これを認定基準として、事業主の自主的な取組を支援できると考えます。

整理番号	項目	意見及び質問の概要	処理の結果	意見及び質問に対する見解
28		林業労働力確保支援センターがやるべきこととして、国・民有林・国有林関係者村た通じた協議・合意のもとに、その流域の育成等を図る適切な組織を推進し、生産活動の活性化、それを担う事業体の育成を図ることを目指す。また、林業の活性化は、流域の課題に対応した各種の実施主体と連携して行うことが必要である。また、労働者の賃金や労働時間等の法的な規制については、労働基準法に基づき、労働条件の改善を図るとともに、労働者の権利を保障する必要がある。	④	森林の流域管理システムについては、平成3年から、民有林・国有林を合わせた流域内の川上から川下までの市町村、森林・木材産業関係者村た通じた協議・合意のもとに、その流域の特性に応じた適切な組織を推進し、生産活動の活性化、それを担う事業体の育成を図ることを目指す。また、林業の活性化は、流域の課題に対応した各種の実施主体と連携して行うことが必要である。また、労働者の賃金や労働時間等の法的な規制については、労働基準法に基づき、労働条件の改善を図るとともに、労働者の権利を保障する必要がある。
29		誘導線に沿って原木を自動で運搬するためのトラックの開発（個人）	④	今回のいただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。
30		認定事業者が地域の国有林は自分たちが支えていくという意識を持っての方針を示してほしい。（個人）	③	国有林野の管理経営に当たっては、国民の「森林」として位置づけ、森林計画策定に当たっては、国民により地域・国民の意向等に基づき、意見を聴くなど、国民に開かれた管理経営を推進していく。また、伐採、造林等の事業の実施行為は、認定事業者を含む民間事業者等に全面的に委託することとする。
31		森林整備に興味を持つ森林所有者へのフォローをお願いしたい。それと方々や団体に関する情報が全くない。（個人）	②	林野庁では、施策集約化・供給情報集積事業の一環として、都道府県所在地等で、不特定多数の事業者を対象とした「ふれあい」を開催している。また、林業の後継者活動、動員活動などには、地元の林業関係者や農業者、漁業者、観光客など、幅広い層の方々に参加を促している。また、P.O.等と連携し、森林の保全・利用に関する情報を提供している。

整理番号	項目	意見及び質問の概要	処理の結果	意見及び質問に対する見解
32		流域管理システムを柱にした事業体の育成整備、林業技術労働者の育成確保を図る方向とすると。	②	森林の流域管理システムについては、平成3年から、民有林・国有林を通じた流域・合意のもとに、その流域の特性に応じた適切な森林整備、木材生産活動の活性化、それを担う事業体の育成等を図る取組を推進してきたところである。林野庁としては、流域森林・林業活性化センターの広域的な活動等に対する支援も行っているほか、各流域の課題に応じた各種補助事業の実施主体としても森林の流域管理システムの推進に努めて参ります。今後また、活動の中で、国有林においても、国有林野流域管理推進アクションプログラムなどの、検討会の開催や安定的な事業発注を通じて事業体の技術力の向上、林業技術者の育成等に努めているところである。
33		国からの事業発注は、事業体の育成、地域振興、適正な作業や賃金の支払いの観点から、流域単位に随意契約を含めた契約方式とすべき。	④	国有林野事業における造林事業等の発注に当たっては、より一層の公平・公正を期す観点から、平成19年10月以降、一般競争入札を原則とし、たところである。さらに、平成20年9月からは、技術力等が必要な造林事業等の入札について、価格のみでなく林業事業者の技術力や創意工夫等を総合的に評価する総合的な事業発注方式及び林業労働者の雇用に資する観点から、事業主の経営的・安定的な事業の公表等を行っているところである。
34		他県からの事業体が低価格入札をすることによる弊害がある事業主に対しいのちを明らかにさせ、どの地域をどの事業主にしなうかを、認定した都道府県に限り、また、認定を付け、地域林業などの労働者確保を目指す。(団体等)	④	林業労働力の確保の促進に関する法律は、事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化について作成した計画の認定を通じて、林業労働力の確保を促進していくこととせよとするもので、地域の森林をどの様に利用するか、地域林業を担う労働者の確保について、都道府県知事などが、基本計画における改善計画に照らして適切であることと認定基準に適合するものとされています。

整理番号	項目	意見及び質問の概要	処理の結果	意見及び質問に対する見解
35		現場従事者の置かれていて、現在の現場を把握するにあたって、事業所の意図が採用され、現場の状況が伝わっていないので、現場の現場従事者の声を必要。 (個人)	④	林業労働者の個人情報網羅的に把握し、アンケート調査等を行うことは困難ですが、今般の基本方針の変更に對する意見・情報の募集手続きや、林業事業者等に対する現地調査・安全指導等と併せて、できるだけ林業労働者の方の意見を把握していくよう引き続き努めて参ります。
36		国のモデルとして、どのような経営形態の最低限の収入がある形にし、そのためには、考えようが必要。 (個人)	④	労働者の賃金収入については、基本的に事業主と労働者の双方の合意により決められべきものと考えます。定的な所得の確保が大きな要因となっていることから、事業の合理化等を進める事業主を支援しているところ。

注1) 基本方針の変更と直接関係しない御意見1項目及び情報提供2項目については、記載を省略した。

注2) 同一団体の系統組織からの同旨意見及び同一人からの複数送付は1件としてカウントした。